

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び内容

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正（28.6.21 公布、同日施行）を踏まえ、次のとおり介護補償額を改定するほか、傷病補償年金又は休業補償と厚生年金保険法等による年金たる給付との調整について所要の規定整備をする。

区 分	常時介護を要する場合		随時介護を要する場合	
	現 行	改正案	現 行	改正案
(1) 介護に要する費用を支出して介護を受けたとき（他人介護）。【上限】	104,570円	104,950円	52,290円	52,480円
(2) 親族等による介護を受けたとき（家族介護）。【最低保障】	56,790円	57,030円	28,400円	28,520円

2 施行期日等

公布の日から施行し、本年4月1日から適用する。